

十四 第十二条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則第三条の二（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十二條第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項）

十五 第十四条の規定による改正後の平成二十五年厚生年金等改正法（以下この条において「改正後平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第十六條の二（平成二十五年厚生年金等改正法附則第十六條第一項第二号）

十六 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條第一項の規定により読み替えて適用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項）

十七 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第二項において読み替えられた同條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三條第二項の規定により読み替えて適用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七條第一項）

十八 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第三項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十四條第二項において読み替えて準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七條第六項の規定により読み替えて適用する同條第一項（厚生労働省設置法の一部改正））

第十八条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「昭和五十九年法律第七十七号」の下に「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）を加え、及び日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）」を、「、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）」に改める。（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政 令

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 新藤 義孝
- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 下村 博文
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 林 芳正

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十條第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十條第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十條第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長、次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。

2 前項の承認の請求があつた場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

附則

この政令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 新藤 義孝

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七号

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年八月一日とする。

- 経済産業大臣 茂木 敏充
- 内閣総理大臣 安倍 晋三